

第7次福井県医療計画の一部改正について （へき地医療拠点病院の追加）

第7次福井県医療計画のへき地医療拠点病院に、社会医療法人財団中村病院および社会医療法人寿人会木村病院を追加することとしたい。

概要

- へき地医療体制を強化するため、令和4年4月、社会医療法人財団中村病院と社会医療法人寿人会木村病院の2医療機関をへき地医療拠点病院に指定。

令和3年11月18日 へき地医療支援計画策定会議でへき地医療拠点病院に指定について協議・了承

令和4年3月22日 福井県医療審議会でへき地医療拠点病院に指定することを決定

令和4年4月1日 2病院をへき地医療拠点病院に指定

- 2医療機関は令和4年4月からへき地診療所への医師派遣を開始、令和5年度も継続して医師派遣見込み。
- このため、第7次福井県医療計画のへき地医療拠点病院に2医療機関を追加することとしたい。

令和5年2月22日 へき地医療支援計画策定会議で計画への追加について協議・了承

1 対象医療機関およびへき地診療所への支援内容

- (1) 社会医療法人財団中村病院（代表 野口善之理事長、所在 越前市天王町）

内容 南越前町河野診療所への継続的な医師派遣

（令和4年4月～、週1日および緊急時）

実績 令和4年度派遣日数 44日（令和5年1月末現在）

- (2) 社会医療法人寿人会木村病院（代表 木村知行理事長、所在 鯖江市旭町）

内容 美浜町丹生診療所への継続的な医師派遣

（令和4年4月～、週2日）

実績 令和4年度派遣日数 61日（令和5年1月末現在）

2 第7次福井県医療計画への記載箇所（案）

第4部第2章 公的病院等が担う役割

- 「別表 県内の公的病院等の主な役割」に追記（P65）

第5部第5章 へき地医療

- へき地医療支援の状況（P172）に追記
- へき地保健医療対策現況図（P171）、へき地医療体制図（P174）に追記

別表 県内の公的病院等の主な役割（平成30年3月現在）

医療圏	病院名	救急医療		災害時医療		へき地医療	周産期医療	小児医療	がん医療	精神医療	児童発達支援	● 専門研修基幹施設 ²	○ 専門研修連携施設	○ 臨床研修指定病院 ³	● 地域医療支援病院 ⁵	○ 特定機能病院 ⁴	
		○ 救命救急センター	● 病院群輪番制病院・救急病院	○ 救急病院 ¹	● 地域災害拠点病院	○ 基幹災害拠点病院	○ 被災医療	○ 原子力災害医療協力病院	○ 原子力災害拠点病院	○ へき地医療支援機構	○ へき地医療拠点病院	○ 総合周産期母子医療センター	○ 地域周産期母子医療センター	○ 小児救急夜間輪番病院	○ 地域がん診療連携拠点病院	○ 県がん診療連携拠点病院	○ 精神科救急輪番病院
福井・坂井	福井県立病院	○	●	●	●	●	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	
	福井県こども療育センター										●	○					
	福井県すこやかシルバー病院											○					
	福井赤十字病院		●	○	●			○	○	○		●	○	○	○	○	
	福井県済生会病院		●	○	○			○	○	○		●	○	○	○	○	
	福井大学医学部附属病院		●	○	●			●	○	○		●	○	○	●		
	坂井市立三国病院		○		○							○					
	国立病院機構あわら病院				○						●	○	●	○			
奥越	JCHO 福井勝山総合病院		●	○	○							○					
丹南	公立丹南病院		●	○	○	○						○					
	越前町国保織田病院		○		○							○					
嶺南	国立病院機構敦賀医療センター		○		○			○	○		●	○	○				
	市立敦賀病院		●	○	○			○	○			●	○	○			
	レイクヒルズ美方病院				○							○					
	杉田玄白記念公立小浜病院	○ (ミニ) 6	●	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○			
	JCHO 若狭高浜病院		○		○							○					

1 救急病院とは、救急医療に対応する医師や設備などを備えた医療機関で、その開設者から協力の申し出があり、県知事が必要と認定したものです。

2 県内の専門研修基幹施設は、福井総合病院を含めた8病院。

3 県内の臨床研修指定病院は、福井総合病院を含めた7病院。

4 特定機能病院とは、高度な医療技術や設備を備え、高度医療の研究開発や医師の研修を行う病院のことです。

5 県内の地域医療支援病院は、福井循環器病院を含めた4病院。

6 従来からある救命救急センターは、20床以上の専用病床を有しますが、新型（ミニ）救命救急センターは、20床未満の専用病床であっても、厚生労働省が平成15年度から新たに設置を認めるようになったものです。

▶▶▶ 第5章 へき地医療 ◀◀◀

I 現状と課題

1 へき地

へき地医療対策上のへき地とは、無医地区、準無医地区¹その他へき地診療所²が設置されている等へき地保健医療対策の対象とされている地域のことです。

2 無医地区等の状況

県内には、無医地区が9地区（嶺北地域2地区、嶺南地域7地区）、準無医地区が1地区（嶺南地域）あります。

これらの無医地区等のうち、嶺北地域の2地区は地元市町が巡回診療を実施し、嶺南地域の8地区は、市町からの要望により、へき地医療拠点病院である公立小浜病院がそれぞれ巡回診療を実施し、住民に対する医療の確保に努めています。

また、無歯科医地区は、7地区（嶺北地域3地区、嶺南地域4地区）あります。

これらの無医地区等は、公共交通機関が不足していることから、住民の通院が難しい地域であり、今後とも巡回診療による医療の提供に努める必要があります。

3 へき地診療所の状況

県内には、へき地診療所が11箇所（嶺北地域4箇所、嶺南地域7箇所）あり、各地域において内科を中心にかかりつけ医としての役割を含めた初期医療が行われています。

これら11箇所のへき地診療所では、合わせて年間延べ約3万人の患者が受診しています。

県は、市町からの要望に基づき、医師確保が困難なへき地診療所に自治医科大学卒業医師の派遣を行っています。

また、県は、国の支援を得ながらへき地診療所の施設または医療機器等の整備に対する財政的支援も行っています。

なお、へき地診療所の中には、他の医療機関等から医師の派遣が行われているところもあります。

へき地診療所を擁する市町は旧市町村単位で救急搬送医療機関があり、また、当該市町または近接市町では郡市医師会による休日の診療が行われ、救急告示医療機関もあることから、初期救急医療および入院を要する救急医療に対応できる体制が整備されています。無医地区

1 無医地区（表中の無医）とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区です。準無医地区（表中の準無医）とは、無医地区に該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区であると知事が判断し厚生労働大臣に協議できる地区です。これら無医地区と準無医地区をあわせて無医地区等といいます。なお、無歯科医地区（表中の無歯）も同様です。

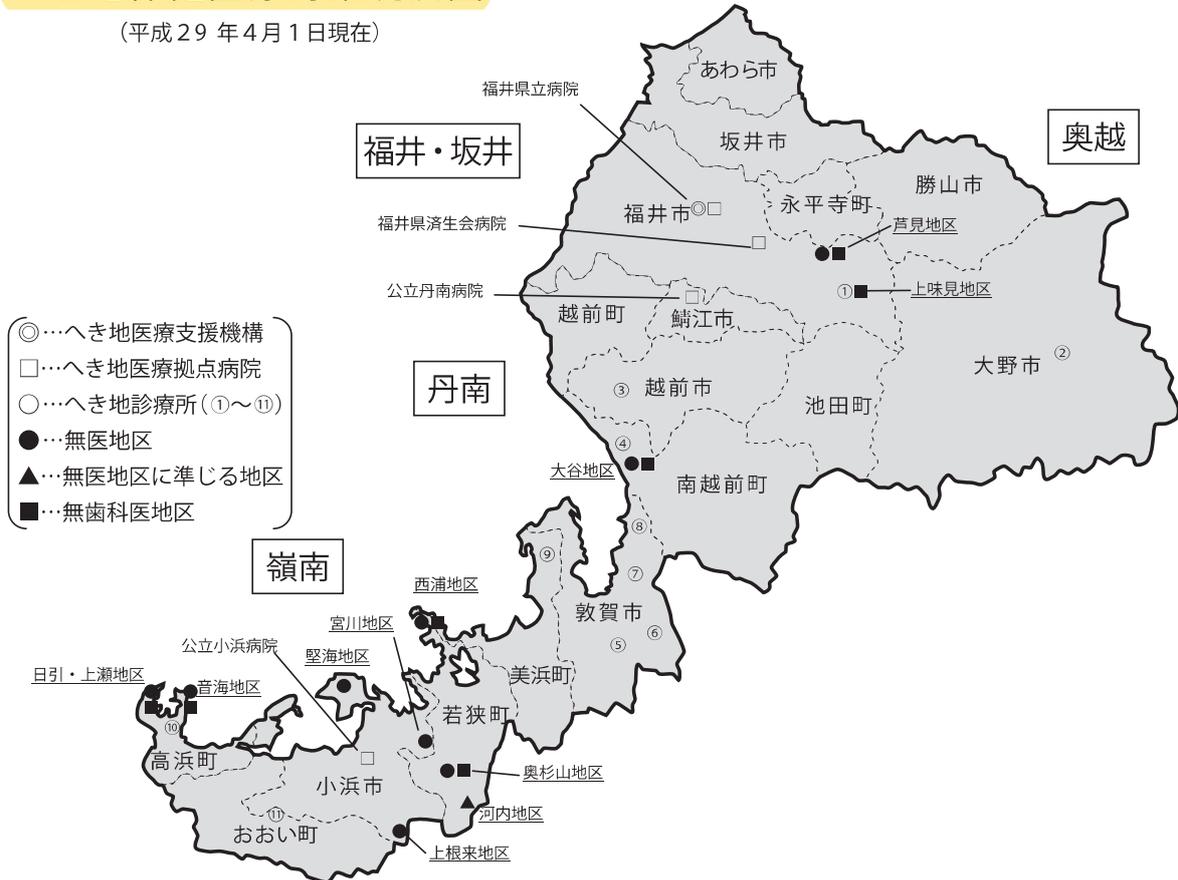
2 へき地診療所とは、市町が開設した診療所で、同診療所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、同診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用した場合に、30分以上を要する診療所です。

等を擁する市町も同様の状態にあります。

また、中核的な病院（へき地医療拠点病院）との間で緊急時の入院受入対応等の連携体制が整っています。

へき地保健医療対策現況図

（平成29年4月1日現在）



無医地区等および無歯科医地区

医療圏名	市町名	無医地区等名および無歯科医地区名
福井 坂井	福井市	芦見（無医・無歯）
		上味見（無歯）
丹南	南越前町	大谷（無医・無歯）
嶺南	小浜市	堅海（無医）
		上根来（無医）
		宮川（無医）
	高浜町	音海（無医・無歯）
		日引・上瀬（無医・無歯）
	若狭町	西浦（無医・無歯）
		奥杉山（無医・無歯）
		河内（準無医）

へき地診療所

医療圏名	市町名	へき地診療所名	地図番号
福井 坂井	福井市	国保上味見診療所	①
奥越	大野市	和泉診療所	②
丹南	越前市	国保坂口診療所	③
	南越前町	河野診療所	④
嶺南	敦賀市	国保疋田診療所	⑤
		〃 杉箸出張所	⑥
		〃 葉原出張所	⑦
		国保東浦診療所	⑧
	美浜町	丹生診療所	⑨
	高浜町	国保内浦診療所	⑩
	おおい町	国保名田庄診療所	⑪

へき地診療所に従事する医師等の医療従事者の確保が重要な課題となっており、特に医師が休暇等のため一時的に不在となる場合において、代診医を確保するなど、住民に対する適切な医療を今後とも確保していく必要があります。

また、地域の実情に応じて、眼科、耳鼻咽喉科等の診療や歯科診療についての対応も検討していく必要があります。

4 へき地医療支援の状況

県では、平成14年度に策定した「第4次福井県保健医療計画」に基づき、平成15年4月には、県立病院にへき地医療支援機構を設置するとともに、**県立病院、公立丹南病院および公立小浜病院、平成22年9月に福井県済生会病院をへき地医療拠点病院に指定しました。**

県、へき地医療支援機構およびへき地医療拠点病院では、次表に掲げるとおりの役割を担っています。

へき地医療支援機関名		へき地医療の支援に関する役割
県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師確保および派遣 ・ へき地医療提供体制に対する支援
へき地医療支援機構 (県立病院内に設置)		<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地医療支援策の企画 ・ へき地診療所への代診医派遣の調整 ・ へき地医療従事者に対する研修計画等の作成
へき地医療 拠点病院	県立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所への代診医等の医師派遣 ・ 嶺南地域の無医地区等への巡回診療
	公立丹南病院	
	公立小浜病院	
	福井県済生会病院	

これらのへき地医療支援機関では、無医地区等またはへき地診療所における眼科・耳鼻咽喉科等の診療や歯科診療への対応について、市町の意向を踏まえながら、地域の実情に応じた対策を検討する必要があります。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- へき地における医師確保の推進
- 医療を確保する方策
 - ・医療確保の支援
 - ・巡回診療の実施
- 診療を支援する方策
 - ・情報通信技術活用等による診療の支援等

【施策の内容】

1 へき地における医師確保の推進

(1) 医師確保のための支援〔県等〕

県では、市町からの要望により、へき地診療所に自治医科大学卒業医師の派遣を行うほか、福井県医師確保修学資金貸与事業等の医師確保対策を実施します。嶺南医療振興財団においても医学生への奨学金貸与事業を実施しています。

また、女性医師の働きやすい環境づくりを推進します。

(2) へき地医療に従事する医師の養成〔県立病院〕

へき地医療等に従事する自治医科大学卒業医師は、義務年限内に県立病院で後期研修を行うとともに、へき地等に勤務する期間、週1日程度の定期研修を行います。

2 医療を確保する方策

(1) 医療確保の支援〔県、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院〕

県は、国の支援を得ながら、へき地医療支援機構およびへき地医療拠点病院の運営に対する支援を行うとともに、へき地医療拠点病院またはへき地診療所の施設・医療機器等の整備に対する支援を行います。

へき地医療支援機構は、へき地診療所への代診医の派遣およびへき地医療支援対策の企画を行うとともに、実施に当たって関係者間の調整を行います。

へき地医療拠点病院は、へき地診療所への代診医等の派遣を行います。

(2) 巡回診療の実施〔公立小浜病院〕

市町からの要望により、嶺南地域の8無医地区等は公立小浜病院が引き続き巡回診療を実施します。

3 診療を支援する方策〔県、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院〕

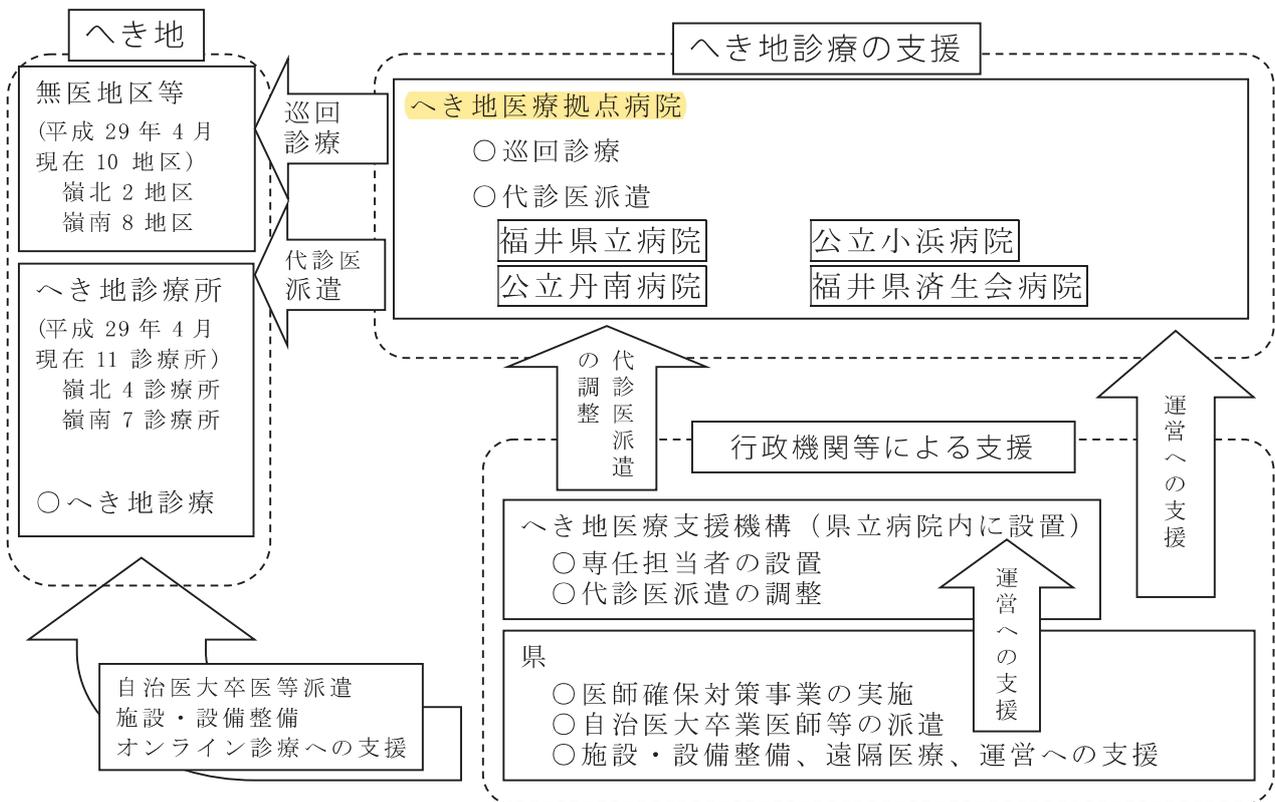
県は、ふくいメディカルネットなどのICTを活用した医療提供体制整備を推進します。

また、へき地医療拠点病院やへき地診療所においてオンライン診療³を実施する際の情報通信機器の整備について、国の支援を得ながらその導入を図ります。

さらに、へき地における救急医療体制の充実を図るため、医師の最初の診断を大幅に短縮し、重篤な救急患者を迅速に診察して、救命率や社会復帰率の向上につながる有効なツールであるドクターヘリの活用を推進し、単独運航を検討します。（詳細はP150「救急医療」参照）

へき地医療支援機構やへき地医療拠点病院は、へき地診療所における眼科・耳鼻咽喉科等の診療や歯科診療のあり方について、市町の意向を踏まえつつ、関係機関と連携しながら検討します。

〔へき地医療体制図〕



3 オンライン診療とは、通信技術を活用し、電子データで伝送した放射線画像等を診断したり、医師と患者が距離を隔てたところから診療を行うことです。

Ⅲ 数値目標

項目	現状	目標
嶺南地区の巡回診療	158回	継続実施
へき地拠点病院からへき地診療所への代診医派遣	34回 (H27)	全ての要請に応じて派遣

へき地の医療体制に係る指標

区分		指標 ●重要指標	現状			数値目標	施策等
			福井県	全国平均	備考		
へき地 診療	プロセス	● へき地における巡回診療の実施日数	253日	111日※	H28へき地医療 現況調査	—	
へき地 支援医療	プロセス	● へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣実施回数	50回	333.2回	〃	—	
		● へき地医療拠点病院からへき地への代診医派遣実施回数	34回	89.8回	〃	全要請に応じて派遣	
		● へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療実施回数	158回	111.4回	〃	継続実施	
		● 遠隔医療等ICTを活用した医療支援の実施状況	1カ所	3.7カ所	〃	—	
行政機 関等の 支援	プロセス	● 協議会の開催回数	2回	1.7回	〃	—	
		● 協議会におけるへき地の医療従事者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）確保の検討回数	2回	1.1回	〃	—	

※参考：拠点病院からへき地への巡回診療回数